

大阪府教育委員会からのお知らせ

大阪市奨学費奨学生募集に申請予定の方へ

大阪市奨学費は、経済的理由のために高等学校または高等専門学校への修学が困難な生徒に対し、奨学費を支給する制度です。大阪市内に居住し、高等学校等に在学する市民税非課税世帯に属する生徒を対象として、平成 22 年 5 月～6 月頃に大阪市奨学費奨学生募集（学習資金：年額 72,000 円以内）を行う予定です。予約募集において不選定の方で、平成 22 年度市民税非課税世帯に属する方については、再度申請することができます。

なお、予約奨学生に選定された方は重複選定となるため、申請する必要はありません。

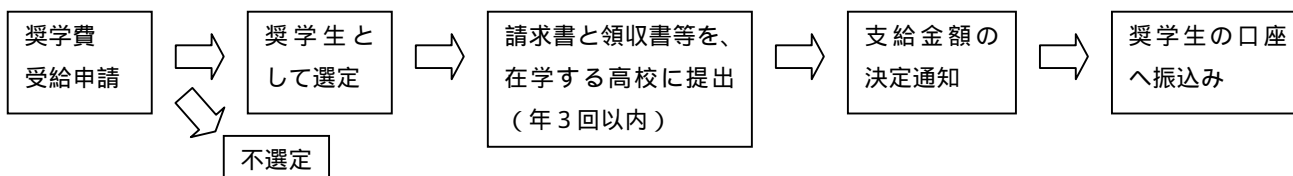


大阪市奨学費の受給には、**領収書等が必要です！！**

学校教育に必要な物品等を購入した

大阪市奨学費奨学生として選定された場合、12 月の「大阪市奨学費予約募集のご案内」においてもお知らせしましたが、受給の際には、学校教育に要した費用の領収書が必要となります。**奨学生募集に申請予定の方は、領収書等を捨てずに保管しておいてください。**

大阪市奨学費（学習資金）支給の流れ（予定）



大阪市奨学費奨学生として選定された方には、下記の支給対象となる学校教育に要した費用の領収書等を提出していただき（年 3 回以内）、年額 72,000 円の範囲内で奨学費を支給します。

大阪市奨学費（学習資金）の支給対象となる、学校教育に要した費用とは...（予定）

項 目	具 体 的 品 目
教科書等	必ず購入することとなっている教科書、副読本、ワークブック、辞典等
学用品	学校で使用する文房具類
実験実習材料費	体育用品、楽器、製図・技術用具、裁縫用具、調理用の材料などの実習費
学級費、生徒会費、PTA 会費等	学級費、生徒会費、PTA 会費、同窓会費、日本スポーツ振興センター共済掛金等
教科外活動費	遠足・社会見学などの行事費（ただし、修学旅行は除く）
通学費	通学のための交通費、通学用自転車購入費・駐輪場代等（学校から許可を受けている場合のみ）
施設設備費	空調使用料、施設費、設備費
通学用品（追加・買換えの場合）	学校指定の学生服・ブレザー・ネクタイ・シャツ・ブラウス、通学用かばん、靴、傘等

領収書等とは

品名、購入年月日、金額、購入先の明記されたもの（レシート可）で、手書きの場合は領収印が必要です。ただし、領収書の発行されない場合は、定期券や PiTaPa カード等については定期券のコピーやカードの使用明細書、また、学校徴収金については学校の徴収計画表と引き落とし金額の判る通帳のコピーに代えることができます。

問い合わせ先：大阪府教育委員会学務担当（ ：06-6208-9114）